

## 西東京市特定教育・保育施設等指導検査実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「子ども・子育て支援法等」という。）の規定に基づき実施する、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対して実施する指導検査について、必要な事項を定める。

### 第2 指導検査の目的

指導検査は、子ども・子育て支援法等をはじめ社会福祉法（昭和26年法律第45号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他内閣府令等の法令のほか、西東京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年西東京市条例第20号）、西東京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西東京市条例第23号）等（以下「関係法令」という。）の基準に対する実施状況及び適合状況について個別的に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、特定教育・保育施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、西東京市（以下「市」という。）における小学校就学前の子どもの健全な発達に資することを目的として実施する。

### 第3 指導検査の基本方針

指導検査は、関係法令を基本に、指導検査に関する国及び東京都（以下「都」という。）の通知並びにこれまでの指導検査実績等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施する。

- 2 指導検査は、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、特定教育・保育施設等の問題解決を図り、自律的な運営を促すための具体的な助言及び指導を行う。
- 3 指導検査の実施及び指導検査結果の処理に当たっては、運営指導所管課及び都（以下「関係行政機関」という。）との情報交換を密にするなど十分な連携を図る。
- 4 市が所轄庁となっている社会福祉法人（以下「法人」という。）が運営する特定教育・保育施設等の指導検査については、原則として法人の指導監査も併せて実施するよう努める。

### 第4 指導検査類型

指導検査の類型は、一般指導検査及び特別指導検査とする。

- 2 一般指導検査は、第8の規定による指導検査基準において定める指導検査項目について、原則として特定教育・保育施設等の所在地において行う検査（以下「実地検査」という。）をいう。ただし、必要に応じて、指導検査項目を限定して実施することができるものとする。
- 3 特別指導検査は、次のいずれかに該当する場合に、特定の指導検査項目を定め重点的かつ改善が図られるまで継続的に実施する指導検査をいう。

- (1) 特定教育・保育施設等が、関係法令に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、当該施設等の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 度重なる一般指導検査によっても、改善の措置が認められないとき。
- (3) 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

#### 第5 指導検査実施方針

指導検査を重点的かつ効果的に行うため、指導検査の重点項目を掲げる特定教育・保育施設等指導検査実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度、指導検査を実施する時までに別に定める。

#### 第6 実施計画等

指導検査の実施時期を定める実施計画は、毎年度、指導検査を実施する時までに別に定める。

- 2 特定教育・保育施設等の運営に問題が発生した場合又はそのおそれがあると認められる場合は、前項の実施計画にかかわらず適宜指導検査を実施することができる。

#### 第7 調査書等の提出

指導検査を実施する特定教育・保育施設等に対し、指導検査に必要な指導検査項目を掲げた調査書（以下「調査書」という。）その他の関係資料の提出を求めることができる。

#### 第8 指導検査基準

指導検査項目、評価事項等を集約した指導検査基準（以下「検査基準」という。）を別に定める。

#### 第9 一般指導検査の実施

一般指導検査の実施通知は、対象となる特定教育・保育施設等に対し、あらかじめ指導検査の根拠法令、実施日時、場所、指導検査員、立会者、準備すべき書類等について実地検査の日の前までに到達するよう、文書で送付する。

- 2 特定教育・保育施設等の運営に問題が発生した場合又はそのおそれがあると認められる場合は、前項の規定にかかわらず指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行う。
- 3 一般指導検査は、原則として係長級以上の職にある者を班長とする職員2名以上の検査員により、検査班を編成し、実施する。
- 4 検査員は、検査基準に基づき、調査書等をもとに、分担して検査を実施する。なお、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、班長が相互の関係を調整する。
- 5 指導検査終了後、検査員相互で調整を行った上で、当該特定教育・保育施設等の設置者及び施設長等に対して、指導事項を記載した実地検査指導事項票を用いて、指導検査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合などは、現地で講評を行わず、検査終了後郵送等により実地検査指

導事項票を送付することとする。

- 6 前項の講評は、班長が全般にわたる事項及び担当検査事項について行い、他の検査員は自己の担当した個別事項について行う。
- 7 指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、運営指導所管課職員又は当該特定教育・保育施設等の関係者に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行うことができる。

#### 第10 一般指導検査後の取扱い

検査員は、一般指導検査終了後、直ちにその結果について検討し、地域共生課長へ復命する。この場合において、問題点がある場合はそのことを明確にした上で行う。

- 2 検査員は、前項の検討結果に基づき指導検査結果を当該特定教育・保育施設等の設置者に文書で通知する。この場合において、検査基準に定める文書指摘事項が認められるときは、問題点及び改善方法等を具体的に通知する。
- 3 指導検査をより効果的なものとするため、第1項の復命及び第2項の結果通知は、一般指導検査終了後速やかに行う。
- 4 指導検査結果の文書指摘事項については、特定教育・保育施設等の設置者に対し、結果通知の発送日から原則として30日以内に、改善報告書の提出を求め、その改善内容を確認するものとする。
- 5 関係行政機関に対しては、必要に応じ、指導検査の結果を通知し、又はこれと協議を行うなど、連携を密にする。
- 6 度重なる一般指導検査によっても、改善の措置が認められないときには、特別指導検査の実施対象とする。

#### 第11 特別指導検査の実施

特別指導検査の実施通知は、一般指導検査に準じて、事前に文書により行う。ただし、特別指導検査の目的と効果を勘案し、特別指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。

- 2 検査体制は、原則として課長級以上の職にある者を班長とする職員3名以上の検査員により検査班を編成する。
- 3 特別指導検査は、検査の目的・効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的かつ改善が図られるまで継続的に実施する。
- 4 特別指導検査終了後、検査員相互で調整を行った上で、当該特定教育・保育施設等の設置者及び施設長等に対して、指導事項を記載した実地検査指導事項票を用いて、検査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。ただし、状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。
- 5 特別指導検査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、関係行政機関職員又は当該特定教育・保育施設等の関係者に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行うことができる。

## 第12 特別指導検査後の措置

検査員は、特別指導検査終了後、その概況を健康福祉部長に報告し、必要に応じ関係行政機関と協議する。

- 2 検査員は、特別指導検査の結果について、当該特定教育・保育施設等の設置者に、文書で通知する。
- 3 特別指導検査の結果の文書指摘事項については、特定教育・保育施設等の設置者に対し、結果通知の発送日から原則として30日以内に、当該通知に係る文書指摘事項に対する改善報告書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じ指導を継続する。
- 4 改善報告書が期限内に提出されないとき、又は前項の規定により改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。

## 第13 指導検査結果の活用

指導検査の結果は、適宜集約し、関係行政機関に提供する。

## 第14 指導検査情報の公開

指導検査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。

- 2 指導検査結果のうち文書指摘事項及びそれに対する改善状況については、原則として市ホームページへ掲載し、市民へ広く情報提供する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から適用する。